

○瑞穂町図書館協議会条例施行規則

平成 21 年 3 月 26 日

教委規則第 9 号

改正 平成 24 年 3 月 22 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞穂町図書館協議会条例（平成 21 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、瑞穂町図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、瑞穂町図書館館長（以下「館長」という。）の諮問に応じ、図書館の運営について必要な事項を調査し、及び審議するとともに、図書館が行う図書館奉仕について、館長に対して意見を述べるものとする。

(委員の構成)

第 3 条 条例第 2 条に規定する委員の構成は、次に掲げるとおりとする。ただし、第 3 号の者については、公募によることができる。

- (1) 学校教育関係者 2 人以内
- (2) 社会教育関係者 2 人以内
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 2 人以内
- (4) 学識経験者 2 人以内
- (5) その他委員会が特に必要と認める者 2 人以内

(平成 24 教委規則 1・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、公開するものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育部図書館において処理する。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日教委規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。